

医療機関での負担

前年の所得を基に8月から翌年7月までの窓口負担割合を判定します。被保険者証に窓口負担割合（一部負担金の割合）が記載されていますのでご確認ください。

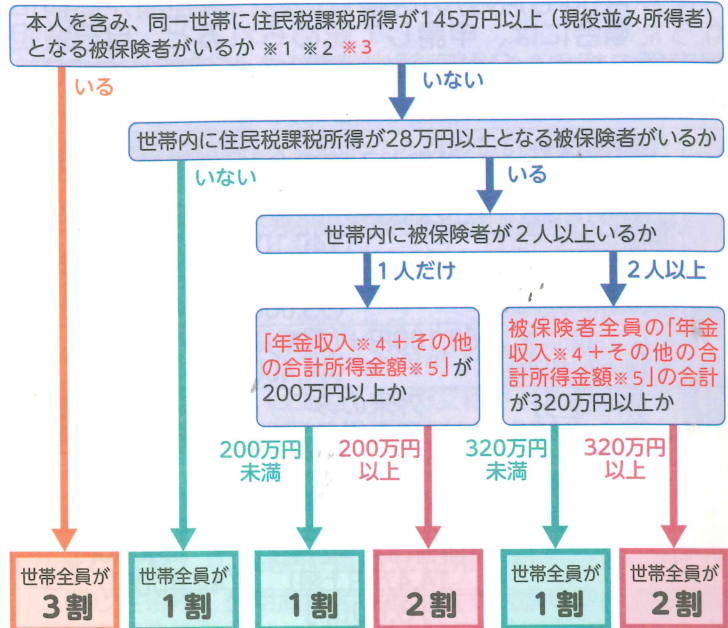
割合	所得区分
3割	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（8ページ表参照） 1) 住民税課税所得（※1）が145万円以上の方 2) 上記の被保険者と同一世帯の方 ※ただし、後期高齢者医療制度の被保険者の方の収入額が一定額以下の場合、1割または2割負担になります（7ページ※3参照）。 ★住民税課税所得が145万円以上であっても、世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおられ、かつ、その方を含む同一世帯の全被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合には1割または2割負担になります。
	一般Ⅱ 3割負担に該当せず、本人を含み、同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者がおられ、以下の基準に該当する方（※2） 1) 世帯内の被保険者が1人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 2) 世帯内の被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上
2割	一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、住民税非課税世帯以外の方
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税である方（区分Ⅰ以外の方） 区分Ⅰ 1) 世帯の全員が住民税非課税であって、全員の各所得（公的年金の控除額は80万円として計算）の合計が0円となる方（※2） 2) 老齢福祉年金を受給している方

※1 「住民税課税所得」は、年金所得や営業所得、譲渡所得等の各種所得の合計額（総合課税所得のほか、分離課税所得も含みます。）から所得控除額を差し引いた後の金額です。詳しくはお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

※2 給与所得を有する方は、給与所得の金額から10万円を控除して計算します。

窓口負担割合判定の流れ

下の図中の「被保険者」は、後期高齢者医療制度に加入している方を指します。



※1 令和4年12月31日時点で世帯主であった被保険者で、同じ世帯内に19歳未満の世帯員がいる方は、住民税課税所得から一定額が差し引かれる場合があります。

※2 住民税課税所得が145万円以上であっても、特定の条件に該当する場合は現役並み所得者の対象外となり（6ページ表の★マーク参照）、「いない」に進みます。なお、住民税非課税世帯の方については、1割負担となります。

※3 収入金額が以下の条件を満たす場合は、住民税課税所得が145万円以上であっても基準収入額の適用（○）により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

■被保険者が1人の場合⇒383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）

■被保険者が複数の場合⇒被保険者全員の収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

◎基準収入額の適用について

上の※3の条件に該当する場合は、窓口負担割合が1割または2割となります。なお、申請が必要な場合があります。

詳しくはお住まいの市町担当課にお問い合わせください。